別紙

一　工事計画書

二　添付書類

三　工事行程表

四　変更を必要とする理由を記載した書類

工事計画書

（製造所）

一般的記載事項

１　製造所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。）

２　製造所のガス製造能力及び供給ガスの熱量

設備別記載事項

一　ガス発生設備（特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。）

１　種類及び能力

２　ばい煙発生施設に該当するガス発生設備に係る排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度、ばい煙量及びばい煙濃度、燃料の種類並びに原料及び燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

３　一般粉じん発生施設に該当するガス発生設備に係る原料の処理能力、炉室数、炭化時間並びに一般粉じん処理装置の種類、型式及び処理能力

（一）ガス発生器

１　型式、能力、出口の圧力及び温度、最高使用圧力、最高使用温度並びに最低使用温度

２　胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料

　３　安全弁又は圧力上昇防止装置の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（二）増熱器

１　型式、能力及び最高使用圧力

２　主要寸法

３　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の事項

　（１）材料

　（２）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

二　ガス精製設備

１　種類、型式、能力、入口及び出口の圧力及び温度、最高使用圧力、最高使用温度並びに最低使用温度

２　主要寸法

３　一酸化炭素変成器に係る次の事項

　（１）材料

　（２）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

　（３）流入蒸気の量、温度及び圧力

４　一酸化炭素変成器以外のガス精製設備であつて、最高使用圧力が高圧のものに係る次の事項

　（１）材料

　（２）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

三　ガスホルダー

１　種類、能力及び最高使用圧力

２　主要寸法及び材料（支柱の主要寸法及び材料を含む。）

３　最高使用圧力が高圧又は中圧のガスホルダーの安全弁又は逃し弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

４　入口及び出口のガス遮断装置の種類

四　圧送機

ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の事項

（１）種類、出力、燃料の燃焼能力及び個数

（２）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（３）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

五　附帯設備

（一）液化ガス用貯槽

１　種類、容積、最高使用圧力及び最低使用温度

２　主要寸法及び材料

３　低温貯槽にあつては、保冷に関する説明

４　防液堤又は貯槽を設置する室の主要寸法及び材料

５　安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（二）熱交換器（冷凍設備に係るものを除く。）

最高使用圧力が高圧の熱交換器又は液化ガス用熱交換器に係る次の事項

（１）種類

（２）最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積

（３）主要寸法及び材料

（４）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（三）ボイラー

ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項

（１）種類、蒸発量、主要寸法、蒸気温度及び蒸気圧力

（２）伝熱面積並びに火格子面積又はバーナーの容量及び数

（３）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（４）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

（四）加熱炉

ばい煙発生施設に該当する加熱炉に係る次の事項

（１）種類及び能力

（２）伝熱面積並びに火格子面積又はバーナーの容量及び数

（３）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（４）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

（五）ばい煙処理設備

種類、容量、風圧、風速並びに入口及び出口における排出ガスの温度、ばい煙量並びにばい煙濃度

（六）通風設備

１　通風機の種類、通風量、風圧及び個数

２　煙突の種類、出口における排出ガスの温度及び速度、口径、地表上の高さ及び有効高さ、排出ガス量、ばい煙量並びにばい煙濃度

（七）ガス圧縮機、空気圧縮機又は送風機（冷凍設備に係るものを除く。）

１　種類、能力及び出口の圧力

２　原動機の種類及び出力

３　最高使用圧力が高圧のガス圧縮機又は空気圧縮機に係るケーシング又はシリンダーの主要寸法及び材料

４　四の中欄に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の事項

（１）種類、出力、燃料の燃焼能力及び個数

（２）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（３）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

（八）鉱物用の堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい、分級機又はベルトコンベア

１　一般粉じん発生施設に該当する堆積場の面積及び堆積能力

２　一般粉じん発生施設に該当する破砕機、摩砕機及びふるいの処理能力並びに原動機の定格出力

３　一般粉じん発生施設に該当するベルトコンベアの幅、長さ、個数、速度及び運搬能力

４　一般粉じん発生施設に該当する堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい及びベルトコンベアに係る一般粉じん防止設備の種類、型式及び個数

５　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）の種類、能力及び個数

６　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限り、５に掲げるものを除く。）の種類、能力及び個数

（九）騒音防止設備

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る騒音防止設備の種類

（十）振動防止設備

振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る振動防止設備の種類

（十一）冷凍設備

１　型式、能力及び冷媒ガスの種類

２　凝縮器及び蒸発器に係る次の事項

（１）種類

（２）最高使用圧力、最低使用温度及び伝熱面積

（３）主要寸法及び材料

（４）安全弁又はこれに準ずる圧力上昇防止装置の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

３　冷媒ガス圧縮機に係る次の事項

五（七）の中欄に準ずるもの

１　種類、能力及び出口の圧力

２　原動機の種類及び出力

３　最高使用圧力が高圧のガス圧縮機又は空気圧縮機に係るケーシング又はシリンダーの主要寸法及び材料

４　ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の事項

（１）種類、出力、燃料の燃焼能力及び個数

（２）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（３）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

４　油分離器、受液器、冷媒ミストセパレーター及び冷媒クッションタンクに係る次の事項

（１）最高使用圧力及び最低使用温度

（２）主要寸法及び材料

（３）安全弁又はこれに準ずる圧力上昇防止装置の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（十二）容器（冷凍設備に係るものを除く。）

最高使用圧力が高圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

（１）最高使用圧力及び最高使用温度

（２）主要寸法及び材料

（３）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（十三）配管

最高使用圧力が高圧の配管又は液化ガス用配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものに係る次の事項

（１）最高使用圧力及び最高使用温度

（２）主要寸法及び材料

（十四）非常用動力設備

ばい煙発生施設に該当する非常用動力設備に係る次の事項

（１）種類、出力、燃料の燃焼能力及び個数

（２）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（３）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

六　特定ガス工作物

（一）令第一条に規定する容器

最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

　（１）種類、容積及び最高使用圧力

　（２）主要寸法及び材料

　（３）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（４）耐圧部分の構造

（二）集合装置

１　種類及び能力

２　主要寸法及び材料

（三）気化装置

１　型式及び能力

２　主要寸法

３　安全弁の種類及び取付箇所

４　耐圧部分の構造

（四）調整装置

１　型式及び能力

２　切換方法

（五）特定ガス発生設備の設置場の屋根又は障壁

主要寸法及び材料（屋根にあつては、材料に限る。）

七　移動式ガス発生設備（当該移動式ガス発生設備と一体となつてガスの製造の用に供される調整装置を含み、その貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は千キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は三百立方メートル未満であるものを除く。）

（一）容器

最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

（１）種類、容積及び最高使用圧力

（２）主要寸法及び材料

（３）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

（４）耐圧部分の構造

（二）集合装置

１　種類及び能力

２　主要寸法及び材料

（三）ガス発生器

１　型式及び能力

２　主要寸法

３　安全弁の種類及び取付箇所

（四）調整装置

１　型式及び能力

２　切換方法

（五）増熱器

１　型式、能力及び最高使用圧力

２　主要寸法

３　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の事項

（１）材料

（２）安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

工事計画書

（供給所）

一般的記載事項

１　供給所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。）

２　供給所のガス貯蔵能力及び貯蔵するガスの熱量（ガスホルダーを有する供給所に限る。）

設備別記載事項

一　ガスホルダー

製造所の項三の中欄に準ずるもの

１　種類、能力及び最高使用圧力

２　主要寸法及び材料（支柱の主要寸法及び材料を含む。）

３　最高使用圧力が高圧又は中圧のガスホルダーの安全弁又は逃し弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

４　入口及び出口のガス遮断装置の種類

二　圧送機

製造所の項四の中欄に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の事項

（１）種類、出力、燃料の燃焼能力及び個数

（２）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（３）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

三　整圧器

（一）整圧器

１　型式、整圧能力並びに入口及び出口の圧力の調整可能範囲

２　整圧器及び整圧器の短絡管の主要寸法

３　整圧器のガス遮断装置の種類及び取付箇所

４　不純物を除去する装置の種類

（二）ガス加温用の設備

１　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項

　製造所の項五（三）の中欄に準ずるもの

（１）種類、蒸発量、主要寸法、蒸気温度及び蒸気圧力

（２）伝熱面積並びに火格子面積又はバーナーの容量及び数

（３）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（４）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

２　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置に係る次の事項

（１）種類

（２）伝熱面積及び燃焼能力

（３）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（４）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

（５）最高使用圧力が高圧の配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものの最高使用圧力、主要寸法及び材料

四　附帯設備

（一）騒音防止設備

製造所の項五（九）の中欄に準ずるもの

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る騒音防止設備の種類

（二）振動防止設備

製造所の項五（十）の中欄に準ずるもの

振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る振動防止設備の種類

（三）配管

製造所の項五（十三）の中欄に準ずるもの

最高使用圧力が高圧の配管又は液化ガス用配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものに係る次の事項

（１）最高使用圧力及び最高使用温度

（２）主要寸法及び材料

（四）非常用動力設備

製造所の項五（十四）の中欄に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する非常用動力設備に係る次の事項

（１）種類、出力、燃料の燃焼能力及び個数

（２）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（３）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

工事計画書

（導管）

設備別記載事項

１　導管の始点及び終点の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

２　延長（地中、水底及びその他の別に記載すること。）

３　最高使用圧力

４　主要寸法及び材料

５　接合の方法

６　水取り器の種類、主要寸法及び材料

７　ガス遮断装置の種類

８　圧力逃し装置の種類、主要寸法、材料及び取付箇所

工事計画書

（整圧器）

設備別記載事項

１　整圧器の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

２　供給所の項三及び四（三）の中欄に準ずるもの

（一）整圧器

１　型式、整圧能力並びに入口及び出口の圧力の調整可能範囲

２　整圧器及び整圧器の短絡管の主要寸法

３　整圧器のガス遮断装置の種類及び取付箇所

４　不純物を除去する装置の種類

（二）ガス加温用の設備

１　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項

　製造所の項五（三）の中欄に準ずるもの

（１）種類、蒸発量、主要寸法、蒸気温度及び蒸気圧力

（２）伝熱面積並びに火格子面積又はバーナーの容量及び数

（３）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（４）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

２　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置に係る次の事項

（１）種類

（２）伝熱面積及び燃焼能力

（３）燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分

（４）排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度

（５）最高使用圧力が高圧の配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものの最高使用圧力、主要寸法及び材料

（十三）配管

最高使用圧力が高圧の配管又は液化ガス用配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものに係る次の事項

（１）最高使用圧力及び最高使用温度

（２）主要寸法及び材料

工事計画書

（昇圧供給装置）

設備別記載事項

１　昇圧供給装置の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

２　圧縮能力及び出口の圧力

３　原動機の種類及び出力

添付書類

（製造所）

１　製造所の位置を明示した縮尺二万五千分の一（特定ガス発生設備に係るものにあつては縮尺二千分の一）以上の地形図（当該製造所に関連する主要な導管の配置の状況を付記すること。）

２　主要な設備の配置の状況を明示した図面

一　ガス発生設備（特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。）

１　燃焼性に関する説明書

２　ばい煙発生施設に該当するガス発生設備に係るばい煙に関する説明書

３　一般粉じん発生施設に該当するガス発生設備に係る一般粉じん発生施設に関する説明書

４　フローシート

（一）ガス発生器

１　ガス発生器及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　最高使用圧力が高圧のガス発生器の強度計算書

３　制御方式に関する説明書

４　安全弁の吹出量計算書及び安全弁又は圧力上昇防止装置の構造図

（二）増熱器

１　増熱器及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の書類

（１）強度計算書

（２）安全弁の構造図及び吹出量計算書

３　増熱の方法に関する説明書（露点に関するものを含む。）

４　制御方式に関する説明書

二　ガス精製設備

１　ガス精製設備及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　最高使用圧力が高圧のガス精製設備に係る次の書類

（１）強度計算書

（２）安全弁の構造図及び吹出量計算書

３　一酸化炭素変成器に係る次の書類

（１）制御方式に関する説明書

（２）製造ガス中に含まれる一酸化炭素濃度に関する説明書

４　一酸化炭素変成器以外のガス精製設備に係る製造ガス中に含まれる有害成分及び不純物の量に関する説明書

５　フローシート

三　ガスホルダー

１　ガスホルダー及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面

３　強度計算書（支柱の強度計算書を含む。）

４　最高使用圧力が高圧又は中圧のガスホルダーの安全弁の吹出量計算書及び安全弁又は逃し弁の構造図

５　温度又は圧力による伸縮吸収装置に関する説明書

６　有水式ガスホルダーの凍結防止措置又は無水式ガスホルダーの封液くみ上げ装置に関する説明書

四　圧送機

１　ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

２　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する圧送機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

五　附帯設備

（一）液化ガス用貯槽

１　液化ガス用貯槽及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面

３　強度計算書

４　埋設された貯槽にあつては、防食に関する説明書

５　安全弁の構造図及び吹出量計算書

（二）熱交換器（冷凍設備に係るものを除く。）

最高使用圧力が高圧の熱交換器又は液化ガス用熱交換器に係る次の書類

（１）構造図

（２）強度計算書

（３）安全弁の構造図及び吹出量計算書

（三）ボイラー

四の下欄１に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

（四）加熱炉

四の下欄１に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

（五）ばい煙処理設備

１　構造図  
２　ばい煙に関する説明書

（六）通風設備

騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する通風機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る騒音に関する説明書

（七）ガス圧縮機、空気圧縮機又は送風機（冷凍設備に係るものを除く。）

１　四の下欄１に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

２　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する空気圧縮機又は送風機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る騒音に関する説明書

３　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するガス圧縮機又は空気圧縮機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

（八）鉱物用の堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい、分級機又はベルトコンベア

１　一般粉じん発生施設に該当する堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい及びベルトコンベアに係る一般粉じん発生施設に関する説明書

２　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る騒音に関する説明書

３　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

（九）騒音防止設備

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る騒音防止設備の構造図

（十）振動防止設備

振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る振動防止設備の構造図

（十一）冷凍設備

１　冷媒ガス圧縮機に係る次の書類

五（七）の下欄に準ずるもの

１　ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

２　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する空気圧縮機又は送風機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る騒音に関する説明書

３　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するガス圧縮機又は空気圧縮機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

２　油分離器、凝縮器、受液器、冷媒ミストセパレーター、冷媒クッションタンク及び蒸発器に係る次の書類

（１）構造図

（２）強度計算書

（３）安全弁の吹出量計算書及び安全弁又はこれに準ずる圧力上昇防止装置の構造図

（十二）容器（冷凍設備に係るものを除く。）

最高使用圧力が高圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の書類

（１）構造図

（２）強度計算書

（３）安全弁の構造図及び吹出量計算書

（十三）配管

最高使用圧力が高圧の配管又は液化ガス用配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものに係る次の書類

（１）フローシート

（２）強度計算書

（十四）非常用動力設備

ばい煙発生施設に該当する非常用動力設備に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

六　特定ガス工作物

（一）令第一条に規定する容器

最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

（１）容器及びその附属設備の構造図

（２）基礎に関する説明書

（３）強度計算書

（４）安全弁の構造図及び吹出量計算書

（二）集合装置

構造図

（三）気化装置

１　構造図

２　原料液の流出防止措置に関する説明書

（四）調整装置

構造図

（五）特定ガス発生設備の設置場の屋根又は障壁

構造図

七　移動式ガス発生設備（当該移動式ガス発生設備と一体となつてガスの製造の用に供される調整装置を含み、その貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は千キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は三百立方メートル未満であるものを除く。）

（一）容器

最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

（１）容器及びその附属設備の構造図

（２）強度計算書

（３）安全弁の構造図及び吹出量計算書

（二）集合装置

構造図

（三）ガス発生器

１　構造図

２　原料液の流出防止措置に関する説明書

（四）調整装置

構造図

（五）増熱器

１　増熱器及びその付属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の書類

（１）強度計算書

（２）安全弁の構造図及び吹出量計算書

３　増熱の方法に関する説明書（露点に関するものを含む。）

４　制御方式に関する説明書

添付書類

（供給所）

１　供給所の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図（当該供給所に関連する主要な導管の配置の状況を付記すること。）

２　主要な設備の配置の状況を明示した図面

一　ガスホルダー

製造所の項三の下欄に準ずるもの

１　ガスホルダー及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

２　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面

３　強度計算書（支柱の強度計算書を含む。）

４　最高使用圧力が高圧又は中圧のガスホルダーの安全弁の吹出量計算書及び安全弁又は逃し弁の構造図

５　温度又は圧力による伸縮吸収装置に関する説明書

６　有水式ガスホルダーの凍結防止措置又は無水式ガスホルダーの封液くみ上げ装置に関する説明書

二　圧送機

製造所の項四の下欄に準ずるもの

１　ばい煙発生施設に該当する圧送機に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

２　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する圧送機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

三　整圧器

（一）整圧器

１　最高使用圧力が高圧の整圧器の短絡管に係る次の事項

（１）構造図

（２）強度計算書

２　出口の圧力が調整可能範囲を超えた場合の保護装置に関する説明書

（二）ガス加温用の設備

１　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項

製造所の項五（三）の下欄に準ずるもの

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

２　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

（３）最高使用圧力が高圧の配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものの強度計算書

四　附帯設備

（一）騒音防止設備

製造所の項五（九）の下欄に準ずるもの

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る騒音防止設備の構造図

（二）振動防止設備

製造所の項五（十）の下欄に準ずるもの

振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項に規定する特定施設に係る振動防止設備の構造図

（三）配管

製造所の項五（十三）の下欄に準ずるもの

最高使用圧力が高圧の配管又は液化ガス用配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものに係る次の書類

（１）フローシート

（２）強度計算書

（四）非常用動力設備

製造所の項五（十四）の下欄に準ずるもの

ばい煙発生施設に該当する非常用動力設備に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

添付書類

（導管）

１　導管の経路（地中、水底及びその他の別を表示すること。）、経過地の名称及び導管の付近に存する主要な道路、建築物その他の工作物の位置を明示した縮尺三千分の一以上の地形図（ガスホルダー、整圧器、水取り器、ガス遮断装置及び圧力逃し装置の位置を付記すること。）

２　強度計算書

３　接合部分の構造図

４　埋設される導管の耐震性に関する説明書

５　水取り器の構造図

６　防食の措置に関する説明書

７　圧力逃し装置の構造図

８　温度又は圧力による伸縮吸収装置に関する説明書

９　衝撃に対する防護装置の構造図及び強度計算書

１０　海底に設置される導管の次の事項

（１）埋設深さ、水深、海底地形及び海底地層

（２）土質データ及び海象データ

（３）海底地盤変状に関する説明書

添付書類

（整圧器）

１　整圧器に関連する主要な導管の配置の状況を記載した図面

２　供給所の項三及び四（三）の下欄に準ずるもの

（一）整圧器

１　最高使用圧力が高圧の整圧器の短絡管に係る次の事項

（１）構造図

（２）強度計算書

２　出口の圧力が調整可能範囲を超えた場合の保護装置に関する説明書

（二）ガス加温用の設備

１　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項

製造所の項五（三）の下欄に準ずるもの

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

２　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置に係る次の書類

（１）構造図

（２）ばい煙に関する説明書

（３）最高使用圧力が高圧の配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものの強度計算書

四　附帯設備

（三）配管

製造所の項五（十三）の下欄に準ずるもの

最高使用圧力が高圧の配管又は液化ガス用配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものに係る次の書類

（１）フローシート

（２）強度計算書

添付書類

（昇圧供給装置）

製造所の項四の下欄第二号に準ずるもの

２　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する圧送機（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

工事行程表

変更を必要とする理由